

1 令和2年度事業計画

1. 事業運営方針

当会では、引き続き、神戸港の海上清掃事業、会員事業所や船舶から排出される廃棄物の収集運搬事業等、神戸港の環境美化に関する事業を行い、神戸港の公衆衛生の向上に寄与していきます。

2. 事業概要

(1) 海上清掃事業等

ア 海上清掃事業

神戸市所有の清掃船3隻を借り受け、神戸港内の海上浮遊物等を回収し、港内の環境保全及び船舶の航行の安全確保に努めます。

イ 広報啓発事業

臨港地区で開催される各種イベントや、関係官公署の協力を得て設置した不法投棄防止看板により海洋汚濁防止等の啓発活動を行うとともに、会員に対しごみの分別徹底、減量及び資源化を促進するための啓発活動を行います。

(2) 陸上清掃事業等

ア 陸上清掃事業

① 臨港地区において、会員の事業活動により日常的に排出される事業系廃棄物を定期的に収集するとともに、一時的に排出される事業系廃棄物、産業廃棄物及び再資源化が可能な廃棄物を収集します。

② 神戸市との契約に基づき、神戸港内の埠頭の路面及び岸壁並びに六甲アイランド内の公園及び道路、並びにポートアイランド内の公園の清掃を行います。

③ 神戸港ユースパークマネジメント共同事業体との契約に基づき、メリケンパーク内の公園及び公衆トイレの清掃を行います。

④ 神戸市をはじめ関係官公署の依頼に基づき、臨港地区内の不法放置車両、廃家電その他不法投棄物等の撤去を行い、神戸港内の環境保全に努めます。

⑤ 臨港地区内で開催される各種イベントにおいて、主催者からの依頼に基づき、会場清掃及び周辺環境美化作業を行います。

⑥ 国土交通省近畿地方整備局の清掃船が大阪湾内で回収した海上浮遊物等の陸揚げを行います。

イ ギャベジ処理事業

海洋汚濁の防止、港の環境保全及び船内の衛生保全を図るため、船社・船舶代理店の依頼を受け、外航船舶から排出される生活廃棄物等(ギャベジ)の収集運搬を行います。

なお、収集した廃棄物は、神戸市環境局の処理施設又は民間の処理施設へ運搬し、適正に処分します。